

事 務 連 絡

令和 5 年 4 月 28 日

各 位

国土交通省自動車局

「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について

本日、『「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について』が閣議決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止されることについて、別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましては、別添「（事務連絡）「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について」（令和 5 年 4 月 28 日）を傘下会員に対し周知・情報提供をお願いいたします。

（別添）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 事務連絡

「「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について」